

資料 (其の二)

佐伯薩州守惟治朝臣 爲尾宮由來

異本 (十段年譜) 原文 官 義雄 提供

補正解説 羽 葉 弘

(上畧)

さてあるべきにあらざれば、夫より惟治朝臣がなれたるに
なれたるに通行したまひ、峻路峻山をしのぎ給ひ、豊後と日
向の境なるしんしんたる深山に入らせ給ふ。此所尾高千
山と也。

ここをよきかくれ家なりとて、巖窟を小楯にとつて柴
を折つて捨垣として、しはらく(ここに)住まわせ給ふ。
五人の郎党ども日入里に出で終日糧をもとめ、布下古馬
允(野々下古馬之丞)は、薪ととり、昼の間は人音も絶
えて行き交うもの稀なり。たま／＼おとすれるものば、
峯にさあたる猿の声、谷水の音激々たり。木樵・山賊も
来らざれば、物あわれにて住まわせ給ふ。

爰にこの山の北の麓に、三河という山谷あり。是を三
河内と名付く。大井・歌糸・市尾内川この三谷より流る
る水、一川となる。名付けて村名とす。すなはち古吾田の
長屋笠掛の川口に流るる水うたがいなし。宮神道こそこ
の国の本なり、必ず争うことあるべからず。(中畧)
総じて鼻の先の知恵ばかりにて口さかしく云いならべ、
中々身の仇となる事をしらず。おのれ柔和にして内心い
きどわりをふくみ、けんきよ(?)さきもって人を害するた
ぐい、是をねい(?)といふ。当世の人はこれらに類多し。
龍き、わたりてあざわい起る、よくよく無事を争へ知るべ
しと、しんじが教訓せしめ、三人の者共いいとまき与へ
給ひ、石戒りとおし及遺物(形見の品)それぞれに賜はり

けり。

三人の者どもさままざまに有めまいらすれども御承引な
く、しきりに殿給りけり。皆々泣く泣く宿所に帰りけり。
かくて尾高千山ミニ心清孝の靈谷なればとて、彼
歌を書いて孫世と申し給ふ。和歌二首

深山のしほし 岩の下露したたりて (不明) 谷川の水

浮雲のしほし 以身を成おほわねて 晴行く天日月は朗
かくの如く口おさみ給ひて、あらかじめ陸終を用意あ
り。谷水に口すすぎ、乱髪にて御履をぬぎ捨て給ふ。威
儀を西に向つてはせ、観念し、重代の御差添にて御生害
ありける。

頃以後奈良院の御宇、大永七年亥、七月廿五日、露の
露と消え給ふ。御説 三十三才也。

大神祖佐伯氏の正統ここに断絶す。おしむべし。
御戒名

大智院殿後五位下薩州刺史惟治法諱正徹大居士
大永七年亥七月二十五日

(別伝あり)

惟治朝臣も直海の朝日山峠より船を招き給へども寄せ
ず、是非なく元の尾高千に帰り給ひ、右馬之允を召し、
汝は是より人裡に出で加勢を乞いて連立ち来れと申し給
へば、元來心悪なる者共なれば、人望に出るといいて四
人の首は、後かたぢもなくにげうせぬ。朝臣は孤強の身
となり給ひて、御生害ありしとなり。

(あと書き)

まことに哀れなるご最期、このまゝ事実とは受取
れないが、尾高知の悲話、身にせまるものがあ
る (明)